建設コンサルタント等業務の競争入札に係る最低制限価格の設定について

令和6年3月6日加茂市財政課

令和6年4月1日以降の加茂市が発注する建設コンサルタント等業務の競争入札 について、最低制限価格を次のとおり設定します。

1 対象となる競争入札

原則として、予定価格(税込み)が50万円を超える建設コンサルタント等業務の競争入札に適用します。

2 最低制限価格の設定

建設コンサルタント等業務の最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①の欄から④の欄までに掲げる額(その額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた額)の合計額から1万円未満の端数を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とします。ただし、測量業務の最低制限価格については、その額が、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の最低制限価格については、その額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額とし、場合には予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額とします。

業種区分	1)	2	3	4
測量業務	直接測量 費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	_
建築関係の建 設コンサルタ ント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6を乗じて得た 額	諸経費の額に 10 分の6を乗じて得 た額
土木関係の建 設コンサルタ ント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の9を乗じて得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10分の9を乗じて得 た額	解析等調査業務費の額 に10分の8を乗じて得 た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて 得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分 の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の 額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額

3 最低制限価格の周知

最低制限価格を設定したときは、公告または指名通知において、当該競争入札に関 し最低制限価格が設定されていることを記載します。

4 その他

最低制限価格より低い価格で入札をした者は、再入札を実施する場合には参加する ことはできません。

5 適用

令和6年4月1日以降の発注から適用します。